

前 金	部 分 払
有	—

令 和 4 年 度

水安水施 第1－2号

河辺第3配水池耐震補強設計業務委託設計書

委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 業 務 委 託 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

津市上下水道事業局

安 芸 事 業 所

令和4年度	水安水施 第1－2号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 河辺町 地内	所 長	
		検 算 者	
委 託 名	河辺第3配水池耐震補強設計業務委託	担当主幹	
		担当副主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ￥)	担 当	
		設 計 者	
履行期限	令和 5年 2月28日限り		
支出科目	款	資本的支出	
	項	建設改良費	
	目	配水及び給水施設費	
業 務 委 託 の 大 要			
1 耐震補強設計業務		1 式	

位置図

1:10000



設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務								河辺第3配水池耐震補強設計
本業務費								
設計協議				式				第0001号明細表
					1			
現地調査				式				第0002号明細表
					1			
既存資料調査				式				第0003号明細表
					1			
耐震補強工事実施設計				式				第0004号明細表
					1			
直接人件費計				式				
					1			
旅費交通費				式				第0005号明細表
					1			
直接経費計				式				
					1			
直接原価				式				
					1			
その他原価				式				
					1			
業務原価				式				
					1			
一般管理費等				式				
					1			
業務価格				式				
					1			
消費税相当額				式				
					1			
業務委託料				式				
					1			

第0001号 明細表 設計協議（直接人件費）					1 式
（上段：前回 下段：今回）					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				人員計算表
技師（A）	人				人員計算表
技師（B）	人				人員計算表
合 計	式				
		1			

第0002号 明細表 現地調査（直接人件費）					1 式
（上段：前回 下段：今回）					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（A）	人				人員計算表
技師（B）	人				人員計算表
合 計					
		1			

第0003号 明細表 既存資料調査（直接人件費）					1 式
（上段：前回 下段：今回）					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（A）	人				人員計算表
技師（B）	人				人員計算表
技師（C）	人				人員計算表
技術員	人				人員計算表
合 計					
		1			

第0004号		明細表 耐震補強工事実施設計			1 式	
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師長	人				人員計算表	
主任技師	人				人員計算表	
技師（A）	人				人員計算表	
技師（B）	人				人員計算表	
技師（C）	人				人員計算表	
技術員	人				人員計算表	
合 計						
		1				

第0005号		明細表 旅費交通費			1 式	
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
ライトバン運転	日				第0001号施工単価表	
合 計						
		1				

ライトバン運転経費					第0001号施工単価表
					1 日 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
レギュラーガソリン	ℓ				80オクタン価以上
ライトバン損料	時間				排気量1,500cc
ライトバン損料	供日				
合 計	日				
計	日				
		1	当り		

河辺第 3 配水池
耐震補強設計業務委託

仕 様 書

津市上下水道事業局

第1章 共通仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局（以下「発注者」という。）が発注する水道事業の計画、認可、設計等に係る業務委託に適用する。

2 業務の従事者

- （１） 本業務の従事者は、上水道事業について専門的知識と経験を有する技術者でなければならない。
- （２） 受注者は、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ配置しなければならない。業務担当責任者として管理技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）技術管理者又はR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者のいずれかの者とし、本業務の専任とする。照査技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）、技術管理者、又はR C C M（上水道及び工業用水道）のいずれかの資格保有者とする。
- （３） 受注者は、本業務の各工種に必要な数の従事者を配置しなければならない。

3 業務計画

- （１） 受注者は、業務実施前（契約締結後１４日以内）に業務計画書（工程表）を発注者に提出し、その内容等について承認を受けなければならない。
- （２） 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

4 業務の実施

- （１） 本業務の実施については、三重県設計業務委託共通仕様書、本契約書及び仕様書に準拠して行うものとし、また、監督員と十分協議し、その指示に従い履行しなければならない。

5 協議・打合せ等

- （１） 受注者は、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打ち合わせにおいては、管理技術者が出席するものとする。また、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）における打ち合わせには、照査技術者も出席するものとする。打ち合わせの議事録はその都度作成し、管理技術者が確認の上、監督員に提出しなければならない。

6 納品及び検査

- （１） 成果品は、作業ごとに十分点検を行い、製本取りまとめ時点において、照査を行っ

た上で監督員に提出し、管理技術者立会いのもと、発注者の検査を受けなければならない。

- (2) 受注者は、業務完了後または引渡し後において、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。

7 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8 資料等の保管

- (1) 本業務の実施にあたり、発注者が貸与した資料及びその複写物等は、受注者が注意をもって保管し、業務終了後返還しなければならない。

9 目的外使用の禁止

- (1) 受注者は、発注者から提供を受けた資料を本業務以外に使用し、もしくは第三者に提供し又は使用させてはならない。

10 損害賠償

- (1) 本業務の履行に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生経過及び内容について、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において、解決しなければならない。

11. カルテの作成・登録

受注金額が 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、また登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。又、変更契約により受注金額が 100 万円を超えた場合にも、残りの日数に関係なく「業務カルテ」を作成し登録しなければならない。

12. 前払いに関する事項

請負代金の額が 130 万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、津市水道局が必要と認めたときは、契約金額の 10 分の 3 以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

1 3 疑義

- (1) 受注者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書に記載された事項について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。

第2章 特記仕様書

1. 業務概要

1-1 業務概要

本業務は、平成25年度に実施した耐震二次診断業務委託報告書の検討結果に基づき、河辺第3配水池において、耐震性が低く、老朽化も進んでいることから、各々の施設を耐震補強すべく詳細設計を行うものである。

1-2 基本条件

河辺第3配水池

SS造 2,000 m³×1池=2,000 m³

2. 業務内容

2-1 設計協議

本耐震補強設計を進める各段階において津市や関連機関と適時協議を行い、極力手戻りすることのなき様、本業務を円滑に遂行する。

初回打合せ 仕様書の内容確認（基本条件の確認と把握，設計工程，方針，検討事項の内容等），借用資料等の確認

中間打合せ 業務作業中（設計計画、各種検討、設計図書作成等）に発生する諸条件に関する確認，11月時点で概算工事費の報告

最終打合せ 業務作業完了時における総括説明，成果品納入，検収立会い

2-2 現地調査

本調査は、既設水道施設（土木・建築・電気施設等の構造物，屋内設備，場内埋設管等）、配管、弁室等の地下埋設物（津市水道管，三重県企業庁送水管，電気通信線路）及び近接施設（水路，道路，三重県企業庁施設等）等の現地状況調査を行うものである。

2-3 各々の耐震補強設計については、施設の躯体及び、それに付帯するものを対象とし、耐震二次診断における結果を踏まえ、最良の耐震補強方法を立案し詳細設計を行うものとする。補強・撤去設計においては、現況水道施設への運転に支障を来たすことなく、各工種の設計に反映させるものとする

(1) 設計計画及び機能計算

基本諸元 耐震二次診断業務の結果報告書に基づき、現況施設の耐震補強計画、耐震機能を満たした補強設計（詳細設計）を行う。

仮設備 耐震補強工事に先立ち、既設水道施設の運転に支障を来たさない様、必要に応じて仮設備、雨水等の浸入防止等も充分考慮する。

施工方法 施設の現状運転を考慮した上での既設構造物の補強方法及び取壊し撤去時にかかる施工方法、手順等を充分検討する。

(2) 設計図作成

基本条件に基づく耐震補強工事の各種関連図面、仮設工図等、取壊方法の詳細図作成及び仕様書の作成を行う。

(3) 数量計算及び概算工事費作成

各水道施設の耐震補強工事に係る工種別の数量計算と概算工事費等の作成を行う。

(4) 審 査

耐震補強工事に係る設計図書（設計図、仕様書、各種検討書、各種数量計算書、各種工事費積算書等）について、総合的に津市及び関連機関の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

3. 納品項目

(1) 河辺第3配水池の耐震補強工事に係る設計図書

上記(1)の各種数量計算書、各種概算工事費積算書、図面、仕様書等	3部
原稿	1式

4. 準拠・準用図書

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、建築基準法、電気事業法、消防法等の法令・規格に準拠することは勿論であるが、その他次の図書に準拠・準用するものとする。

(1) 水道施設設計指針	日本水道協会
(2) 浄水技術ガイドライン	水道技術研究センター
(3) 水道維持管理指針	日本水道協会
(4) 水道施設耐震工法指針・解説	日本水道協会
(5) 水理公式集	土木学会
(6) コンクリート標準示方書	土木学会
(7) 道路橋示方書・同解説	日本道路協会
(8) 杭基礎設計便覧	日本道路協会
(9) 建築工事共通仕様書及び標準図	公共建築協会
(10) 機械設備工事共通仕様書及び標準図	公共建築協会
(11) 電気設備工事共通仕様書及び標準図	公共建築協会
(12) 日本工業規格	工業技術院

- | | |
|----------------------------------|------------|
| (13) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 | 公共建築協会 |
| (14) 水道事業ガイドライン | 日本水道協会 |
| (15) 水道施設機能診断の手引き | 水道技術研究センター |
| (16) 水道施設更新指針 | 日本水道協会 |
| (17) その他関連法令（厚生労働省指導通達等）・条例及び規格等 | |

5. その他

- (1) 本業務の実施に当り、本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めない事項は、発注者と受注者の双方協議によるものとする。
- (2) 業務内容，成果品提出部数に著しい変動があった場合には、別途協議する。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定 年 月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和3年7月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和3年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和3年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
カ	照査技術者	☐	概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。
		☒	次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()
	照査技術者の要件	照査技術者は、(☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない) ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C M の資格保持者 (☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他 ()	
	照査の実施	☒	照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） ☐ その他 ()
キ	打合せ等	☒	設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は 2 回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については (☒ 設計業務着手時 ☐ 中間打合せ ☐ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）) の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	☒	発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (平成25年度浄水第24号中勢受水場ほか耐震二次診断業務委託報告書)

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和3年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 別途協議による。 ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 ☐ その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和3年11月

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行うアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。

令和4年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	9 4 0 円
---------	---------